

地域経済の成長発展に資する土地利用に関する指定都市市長会提言

地域経済の持続的な成長を図るためには、新たな設備投資を生み出し、地域経済の好循環を実現することが重要である。

平成29年に施行された地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業の促進により、地域の成長発展の基盤強化を図ろうとするものである。

同法は税制による支援措置のほか、農地転用許可や市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮など規制に関する特例措置が設けられている。

これらの措置により、地域を牽引する事業者の創出及び更なる事業拡大と設備投資が可能となっている。

しかしながら、市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮を受けることができる対象の施設は限られており、地域経済を牽引する事業であっても、対象施設と密接な関係のある既存施設に試験研究施設がない場合はその配慮の対象外となっている。

このため、試作品による検証や生産技術の確立・向上を継続的に実施するための試験研究施設又は工場を既存の工場近傍に一体的に立地することができず、地域の成長発展を阻害する要因となっている。

令和5年7月頃を目途に示される新たな「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）の策定にあたり、次のことを提言する。

記

現行の基本的な方針中「第一 ～ (3) ②(ii) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍」に、『「現に産業団地に立地している工場」の近傍に立地する研究施設又は工場』を追加すること。

令和5年5月24日
指 定 都 市 市 長 会